

I 福岡市男女共同参画基本計画（第2次）の概要

及 び

進行管理・評価の方法

I-1 福岡市男女共同参画基本計画(第2次)の概要

1 「男女共同参画基本計画」策定の経緯

本市では、平成元年に策定した「ふくおか女性プラン」に引き続き、平成7年に「ふくおか男女共同参画プラン」を策定した。

平成16年4月1日に「福岡市男女共同参画を推進する条例」を施行したことに伴い、同条例第11条に基づき、平成18年3月、同プランに代わり、「福岡市男女共同参画基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定し、平成23年2月に同計画を改定し、基本計画(第2次)を策定した。

2 基本計画(第2次)策定の目的

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、「福岡市男女共同参画を推進する条例」に規定する5つの基本理念に基づき、福岡市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的としている。

「福岡市男女共同参画を推進する条例」 5つの「基本理念」

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 政策等の立案及び決定への男女共同参画
- 家庭生活における活動とほかの活動の両立
- 国際的協調

3 基本計画(第2次)の計画期間

平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)までの5年間。

4 基本計画(第2次)の体系

本計画では、本市と市民が共に目指すべき社会の姿として6つの「基本目標」を掲げ、その目標を達成するため、今後、取り組むべき基本的な「施策の方向」を明らかにし、その方向に沿って、本市が5年間に取り組む「具体的施策」を示している。

また、計画の一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく「福岡市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」と位置づけている。(基本目標2 施策の方向1)

6つの「基本目標」

- 基本目標 1 男女平等意識が浸透した社会を目指します
- 基本目標 2 女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重される社会を目指します
- 基本目標 3 男女が共に仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します
- 基本目標 4 政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します
- 基本目標 5 働く場において男女が対等に参画できる社会を目指します
- 基本目標 6 地域において男女が共に支えあい、安心して暮らせる社会を目指します

5 基本計画(第2次)の数値目標

- (1) 平成27年度までに、市民意識調査における社会全体で見た場合の男女の地位が平等になっていると思う人の割合30%を目指す。
- (2) 平成27年度までに、福岡市の審議会等委員への女性の参画率35%の達成と女性委員のいない審議会等の解消を目指す。
- (3) 福岡市の役付職員(係長級以上)に占める女性の割合20%以上を達成するため、平成27年度までに、市の係長級への昇任候補者のうち30歳代の職員における男女の割合が、同年代の職員全体の男女の割合と同等になることを目指す。

福岡市男女共同参画基本計画（第2次） 体系表

基本目標	施策の方向	具体的施策		頁
1 男女平等意識が浸透した社会を目指します	1 男女平等教育の推進	1	学校教育における男女平等教育の推進	35
		2	教育に携わる者への研修の充実	37
	2 男女共同参画推進センターを中心とした啓発・学習の全市的展開	3	男女共同参画推進センターにおける取組の推進	38
		4	拠点施設としての支援の充実	39
		5	区役所、人権啓発センター、婦人会館、市民センターにおける取組の推進	40
		6	公民館における取組の推進	44
		7	男女共同参画に関する調査・研究	
		8	男女共同参画に関する広報と情報提供	46
	3 市民等との連携・共働の推進	9	市民団体、NPO、自治協議会等との連携・共働	49
		10	大学との連携	54
		11	報道機関との連携	
	4 国際理解・交流の推進	12	男女平等に関する国際理解の推進	55
		13	在住外国人女性への支援	
2 女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重される社会を目指します	1 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護 (福岡市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画)	14	配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発	57
		15	相談体制の充実	58
		16	保護体制の充実	59
		17	被害者の自立のための支援	60
		18	関係団体との連携	61
	2 セクシュアル・ハラスメント等及び性犯罪の防止	19	セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた広報・啓発	61
		20	市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止	
		21	教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止	62
		22	相談の充実	63
	23	性犯罪被害の防止及び犯罪被害者への支援		
	3 生涯にわたる健康支援	24	青少年への意識啓発	64
25		母性機能の社会的重要性に関する認識の浸透	65	
26		出産前後の女性の健康管理の支援	66	
27		ライフステージに応じた心身の健康管理の支援	67	

：【重点的に取り組む施策】

※ 頁はⅡ-2 『一般評価事業の実施状況及び評価』の掲載ページ

基本目標	施策の方向	具体的施策		頁
3 男女が共に仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します	1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	28	企業等への広報・啓発	69
		29	育児・介護休業制度に関する広報と情報提供	70
		30	仕事と生活の調和のとれた生き方の普及	71
		31	市役所における育児・介護休業中の男女への支援	
	2 男性の家庭・地域への参画促進	32	男性への意識啓発	73
		33	男性の家庭生活や地域活動への参画促進	78
		34	生活的自立のための学習機会の提供	83
	3 子育て・介護支援の充実	35	多様なニーズに対応した子育て支援の充実	83
		36	子育てしやすい環境づくり	86
		37	介護支援の充実	90
	4 ひとり親家庭への支援の充実	38	相談の充実	91
		39	ひとり親家庭の自立促進と生活の安定	92
	4 社会に参画し、市政の発展に貢献できる社会を目指します	1 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進	40	審議会等への女性の参画促進
41			市役所における男女共同参画の推進	
2 あらゆる分野の意思決定過程への女性の参画促進		42	企業における女性の参画促進	97
		43	農林水産業の分野における女性の参画促進	
5 働く場において男女が対等に参画できる社会を目指します	1 男女の均等な機会と待遇確保	44	企業等への広報・啓発	98
		45	男女共同参画推進に取り組む企業の事例紹介	99
	2 働く女性への支援	46	働く女性への労働に関する広報と情報提供	100
		47	働く女性の能力開発のための研修の実施	101
		48	働く女性の交流の場の提供	102
	49	相談の充実		
	3 女性の就業支援	50	就業意識の啓発と職業能力の向上	103
		51	女性の起業支援	104
52		再就職への支援		
6 地域に参画し、暮らしを豊かにする社会を目指します	1 地域における男女共同参画意識の浸透	53	地域の主体性を尊重した男女共同参画の推進	105
		54	自治協議会等を中心とした男女共同参画意識の浸透	110
	2 地域における男女共同参画推進活動の支援	55	男女共同参画協議会等の活動支援	111
	3 地域活動の方針決定過程への女性の参画促進	56	自治協議会等への女性役員の参画促進	117
		57	地域の女性リーダー育成と活躍支援	

I-2 福岡市男女共同参画基本計画(第2次)の進行管理・評価の方法

基本計画は市政のあらゆる領域に及び、その推進には全庁的な取り組みが必要である。
基本計画(第2次)では、福岡市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)において、各局における基本計画(第2次)の実施状況を確実に把握し、その評価を行うことにより、計画の実効性を確保し、男女共同参画社会の実現に向けた諸施策を推進する。

1 評価の対象及び方法等

(1) 評価の対象等

区分	対象	評価者	摘要
一般評価	一般評価事業 事業実施担当課が実施する各事業(約300事業)	事業実施担当課 毎年度、「達成度」について自己評価を実施 ↓ 審議会に報告 次年度以降の事業に反映	○判定区分は、「重点評価」と同じ。
重点評価	重点評価項目 特に重要と認められる項目(7項目)	審議会(3部会を設置) 毎年度、継続的に評価を実施 ※必要に応じて事業実施担当課の出席を求める ↓ 次年度以降の施策に反映	【判定区分】 【達成度】 A：90%以上(十分達成している) B：70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る) C：50%以上(達成が不十分であり改善を要する) D：50%未満(達成にはほど遠く見直しを要する) 【今後の方向性】 継続(計画どおりに実施する) 充実(取組を更に充実する) 拡充(新たな取組を追加する) 再構築(取組の抜本的な見直しを行う)
総合評価	基本目標 第2次基本計画に規定する6つの基本目標	審議会 全ての評価内容を踏まえ、次期計画策定過程で評価を実施(平成27年度) ↓ 第3次基本計画に反映	

(2) 評価の方法

① 部会の設置

審議会に3部会を置き、重点評価項目を各部会に配分し、それぞれが評価を行う。
各部会において評価した結果を審議会に報告し、審議会が最終評価を行う。

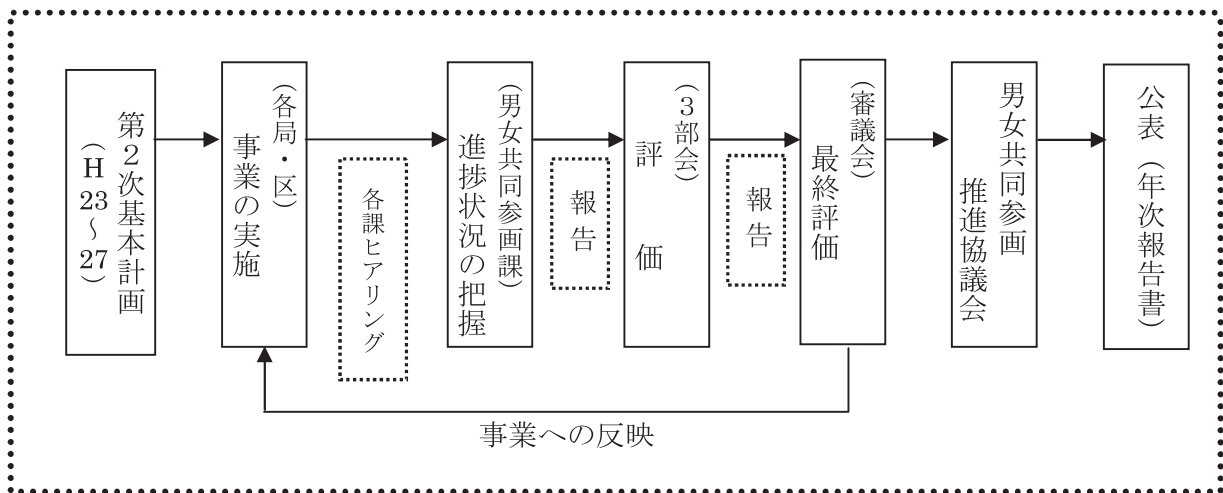
② 部会への事業実施担当課の出席

重点評価項目の評価において、必要に応じて、部会への事業実施担当課の出席を求める。

③ 年次報告書の公表

施策の実施状況及びその評価内容について、年次報告書を作成し、事業の実施状況に関する評価の結果を次年度の事業に反映するとともに、市民に公表する。

2 進行管理・評価の流れ



I-3 審議会・部会の構成及び運営

1. 重点評価項目及び部会の構成

重点評価項目	部会名
男女平等教育の推進	男女平等教育・地域支援部会
地域における男女共同参画推進活動の支援	
配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護	DV防止・ 政策方針への参画促進部会
市の政策・方針決定過程への女性の参画促進	
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	ワーク・ライフ・バランス・ 女性の活躍促進部会
子育て支援の充実	
働く女性への支援	

2. 審議会・部会の運営

開催日	会議	審議内容
平成27年 7/6	審議会	○「福岡市男女共同参画基本計画（第2次）」の進行管理について ○「福岡市男女共同参画基本計画（第3次）」の策定について
7/6 審議会終了後	部会 (3部会)	○第2次計画の平成26年度実施状況に対する評価について ○第3次計画の原案について
7/22 8/5	部会 (ワーク・ライフ・ バランス・ 女性の活躍促進)	○第2次計画の平成26年度実施状況に対する評価について ○第2次計画の総合評価について ○第3次計画の原案について
7/23 8/6	部会 (DV防止・政策 方針への参画促進)	同 上
7/24 8/19	部会 (男女平等教育・ 地域支援)	同 上
9/2 9/30	審議会	○3部会における審議報告 ○「福岡市男女共同参画基本計画（第2次）」の平成26年度実施状況に対する評価について（最終評価） ○「福岡市男女共同参画基本計画（第2次）」の総合評価について（最終評価） ○「福岡市男女共同参画基本計画（第3次）」の原案について